



埼玉県発行

規則

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十八号

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則(平成元年埼玉県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に改める。

別記様式(裏)中「2 書」を「3 書」に、「3 第1項」を「4 第1項及び第2項」に、「第41条第1項」を「第41条第1項又は第2項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十九号

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則(平成元年埼玉県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)中「第2項」の次に「(これらの規定を同条第6項において準用

目次

規則

○割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則 (消費生活課)

一

○特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

一

告示

○オンデマンド印刷機による印刷サービスに関する入札公告

二

(文書課)

○平成二十一年埼玉県告示第八百二十一号(不当景品類及び不当表示防止法に規定する身分を示す証明書の様式に係る告示)の一部を改正する告示

四

(消費生活課)

○消費者安全法に規定する消費生活センターの公示

四

()

四

○平成二十一年度後期技能検定試験の実施(産業人材育成課)

五

○保安林の指定の解除予定

七

(森づくり課)

○保安林の皆伐面積の限度

七

()

○雨水流抑制施設の告示

八

(河川砂防課)

○富士見市勝瀬原特定土地地区画整理組合の事業計画の変更認可

八

(市街地整備課)

○県道西金野井春日部線の区域の変更

八

(越谷県土)

○開発行為に関する工事の完了公告

九

(川越建築安全センター)

○(熊谷建築安全センター)

九

(越谷建築安全センター)

○()

九

()

九

()

九

「7 第 1 項若しくは第 2 項（これを含む。）や「**電**」を含む。）又は第 5 項の規定に書
 を携帯し、関係人に提示しな
 「6 第 1 項から第 3 項まで
 売取引電子メール広告受
 事業者について準用する。
 とあるのは、「通信販売
 告受託事業者又は業務提
 供引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替え
 るものとする。」
 7 第 1 項若しくは第 2 項
 又は第 5 項の規定により
 関係人に提示しなければ

の規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販
 託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託
 この場合において、第 2 項及び第 3 項中「販売業者等」
 電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広
 告引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替え
 「規定を第 6 項にお
 （これらの規定を前項において準用する場合を含む。）
 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、
 ならない。」

いて読み替えて」や「規定を第 6 項において」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第 1212 号

WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
 一般競争入札に付する。

平成二十一年九月一日

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
 オンデマンド印刷機による印刷サービス 一式 (単価契約)
- (2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
 平成 21 年 12 月 1 日 (火) から平成 26 年 11 月 30 日 (日) まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (4) 履行場所
 埼玉県総務部文書課が指定する場所
- (5) 入札方法
 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、単価に仕様書に示す予定数量を乗じた総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力し、又は記載された金額に当該金額の 5パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示 (平成 20 年埼玉県告示第 1032 号) に基づき、業種区分「物品の販売」のうち「文具・事務機器・用品」の A 等級又は B 等級に格付けされた者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号) に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 調達物品に係る保守点検・修理・消耗品供給等を履行期間中、円滑に行うことができる者であること(詳細は、仕様書による)。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部文書課公印・浄書担当 関根、高橋 電話5048-830-2520(直通)
 - (2) 入札説明書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。
 - イ 紙媒体での入札を希望する場合
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。
 - (3) 仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。
 - (4) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
平成21年10月5日(月)から平成21年10月13日(火)午前10時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
平成21年10月5日(月)から平成21年10月9日(金)午後5時まで(必着)
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
 - (5) 開札の場所及び日時
埼玉県総務部文書課 平成21年10月13日(火)午前10時10分
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、

- 免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、次の算式により算出した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
契約単価×予定数量×1.05×0.1
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を入札説明書に従い、平成21年9月15日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 入札参加資格者は、入札説明書に従い、平成21年9月18日(金)午後3時から平成21年9月29日(火)午後5時までの間に仕様確認書を提出し、仕様を満たしていることの確認を受けなければならない。
- (4) 入札の無効
- 次に掲げる入札書は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要否
 - (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無
無
 - (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年9月24日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査

担当 (電話048-830-5775 (直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Maintenance of an on-demand monochrome printing system.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person : 5:00 pm, October 9, 2009.

By electronic bidding system : 10:00 am, October 13, 2009.

(3) Contact Information:

Documents Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural

Government

Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi 330-9301 Tel.048-830-2520



埼玉県告示第十二百九号

平成二十一年埼玉県告示第八百二十一号(不当景品類及び不当表示防止法に規定する身分を示す証明書の様式に係る告示)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年九月一日

埼玉県知事 上田清司

様式(表)中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改め、同(裏)を次のように改める。

不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条(略)

2 道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第17条 第9条第2項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第15条第1項 3億円以下の罰金刑

二 第16条又は前条 各本条の罰金刑

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第15条第1項 各本条の罰金刑

二 第16条又は前条 各本条の罰金刑



埼玉県告示第十二百十号

消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条第一項の規定により消費生活センターを設置したので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公示する。

平成二十一年九月一日

埼玉県知事 上田清司

名称	住所	消費者安全法第八條第一項第二号イ及びロの事務を行う日及び時間
埼玉県消費生活支援センター	川口市上青木三丁目十二番十八号	月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。))を除外する。
埼玉県消費生活支援センター川越	川越市新宿町一丁目一番一号	同上
埼玉県消費生活支援センター春日部	春日部市大沼一丁目七十六番地	同上

埼玉県消費生活支援センター
熊谷市箱田五丁目 時三十分から午後四時まで
熊谷 十三番一号

埼玉県告示第千二百一十一号

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十一年九月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、金属ばね製造(線ばね製造作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、電気機

器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、鉄道車両製造・整備(走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(合成ゴム系シート防水工

事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び舞台機構調整(音響機構調整作業(二級のみ))

ハ 三級

機械検査(機械検査作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業)

ニ 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、製麺(機械生麺製造作業)及び樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

三 試験の方法

実技試験及び学科試験
三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

1 実施期日
平成二十一年十一月三十日(月)から平成二十二年二月二十一日(日)までの間において埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

2 実施場所 協会が指定する場所	3 試験問題の公表 平成二十一年十一月二十日(金)に協会事務所で公表する(一部の職種を除く。)	ロ 学科試験 1 実施期日 次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日
検定職種	実施期日	
一 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験	平成二十二年一月二十四日(日)	
二 三級 機械検査		
一 特級 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プ	平成二十二年一月三十一日(日)	

<p>一 一級及び二級 金属ばね製造、 機械保全、半導体 製品製造、プリン ト配線板製造、空 気圧装置組立て、 和裁、建築大工、 かわらぶき及び塗</p>	<p>一 一級及び二級 舞台機構調整</p>	<p>二 一級及び二級 工場板金、自動 販売機調整、鉄道 車両製造・整備、 油圧装置調整、農 業機械整備、冷凍 空気調和機器施 工、石材施工、パ ン製造、コンクリ ート圧送施工、防 水施工及び機械・ プラント製図</p> <p>三 三級 冷凍空気調和機 器施工及び機械・ プラント製図</p>	<p>プリント配線板製 造、自動販売機調 整、光学機器製 造、内燃機関組立 て、空気圧装置組 立て、油圧装置調 整、建設機械整 備、婦人子供服製 造、紳士服製造、 プラスチック成形 及びパン製造</p>
	<p>平成二十二 年二月三日 (水)</p>		

<p>二 三級 和裁及び建築大 工</p> <p>三 単一等級 電子回路接続、 製麺及び樹脂接着 剤注入施工</p>	<p>2 実施場所 協会が指定する場所</p>	<p>四 受検申請の手続 イ 提出書類 1 技能検定受検申請書(以下「申 請書」という。)</p> <p>2 実技試験又は学科試験の免除を 受けようとする者にあつては、そ の資格を証する書面</p> <p>3 手数料の払込みを証する書面</p> <p>ロ 提出先 協会 さいたま市浦和区北浦和五丁目六 番五号(郵便番号二三〇一〇〇七 四)</p> <p>ハ 受付期間 平成二十一年九月二十八日(月) から同年十月九日(金)まで</p> <p>ニ 受検申請に関する注意 1 申請書の用紙及び受検案内は、 協会で交付する。</p> <p>なお、これらの書類を郵送で求 める場合は、受検しようとする等 級を明記し、郵便切手百四十円分 を同封して請求すること。</p>	<p>四 受検申請の手続 イ 提出書類 1 技能検定受検申請書(以下「申 請書」という。)</p> <p>2 実技試験又は学科試験の免除を 受けようとする者にあつては、そ の資格を証する書面</p> <p>3 手数料の払込みを証する書面</p> <p>ロ 提出先 協会 さいたま市浦和区北浦和五丁目六 番五号(郵便番号二三〇一〇〇七 四)</p> <p>ハ 受付期間 平成二十一年九月二十八日(月) から同年十月九日(金)まで</p> <p>ニ 受検申請に関する注意 1 申請書の用紙及び受検案内は、 協会で交付する。</p> <p>なお、これらの書類を郵送で求 める場合は、受検しようとする等 級を明記し、郵便切手百四十円分 を同封して請求すること。</p>	<p>四 受検申請の手続 イ 提出書類 1 技能検定受検申請書(以下「申 請書」という。)</p> <p>2 実技試験又は学科試験の免除を 受けようとする者にあつては、そ の資格を証する書面</p> <p>3 手数料の払込みを証する書面</p> <p>ロ 提出先 協会 さいたま市浦和区北浦和五丁目六 番五号(郵便番号二三〇一〇〇七 四)</p> <p>ハ 受付期間 平成二十一年九月二十八日(月) から同年十月九日(金)まで</p> <p>ニ 受検申請に関する注意 1 申請書の用紙及び受検案内は、 協会で交付する。</p> <p>なお、これらの書類を郵送で求 める場合は、受検しようとする等 級を明記し、郵便切手百四十円分 を同封して請求すること。</p>	<p>四 受検申請の手続 イ 提出書類 1 技能検定受検申請書(以下「申 請書」という。)</p> <p>2 実技試験又は学科試験の免除を 受けようとする者にあつては、そ の資格を証する書面</p> <p>3 手数料の払込みを証する書面</p> <p>ロ 提出先 協会 さいたま市浦和区北浦和五丁目六 番五号(郵便番号二三〇一〇〇七 四)</p> <p>ハ 受付期間 平成二十一年九月二十八日(月) から同年十月九日(金)まで</p> <p>ニ 受検申請に関する注意 1 申請書の用紙及び受検案内は、 協会で交付する。</p> <p>なお、これらの書類を郵送で求 める場合は、受検しようとする等 級を明記し、郵便切手百四十円分 を同封して請求すること。</p>
--	-----------------------------	--	--	--	--

<p>自動販売機調整</p>	<p>製造</p>	<p>半導体製品製造</p>	<p>電気機器組立て</p>	<p>機械保全</p>	<p>機械検査</p>	<p>金属ばね製造</p>	<p>工場板金</p>	<p>検定職種</p>	<p>手数料(円)</p>
<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇 (一一、〇〇〇)</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>

<p>金属材料試験</p>	<p>機械・プラント 製図</p>	<p>ガラス施工</p>	<p>防水施工</p>	<p>コンクリート圧 送施工</p>	<p>鉄筋施工</p>	<p>型枠施工</p>	<p>配管</p>	<p>かわらぶき</p>	<p>建築大工</p>	<p>菓子製造</p>	<p>パン製造</p>	<p>石材施工</p>	<p>和裁</p>	<p>婦人子供服製造</p>	<p>冷凍空気調和機 器施工</p>	<p>農業機械整備</p>	<p>油圧装置調整</p>	<p>空気圧装置組立て</p>	<p>内燃機関組立て</p>	<p>鉄道車両製造・ 整備</p>
<p>一六、五〇〇</p>	<p>(一一、〇〇〇)</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>(一一、〇〇〇)</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>(一一、〇〇〇)</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>	<p>一六、五〇〇</p>

塗装	一六、五〇〇
舞台機構調整	一六、五〇〇
電子回路接続	一六、五〇〇
製麺	一六、五〇〇
樹脂接着剤注入	一六、五〇〇
施工	一六、五〇〇

備考 手数料(円)の欄の()は、埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示(平成十二年埼玉県告示第四百十一号)に定める者に適用する。

ロ 学科試験(全職種)

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十二年三月十六日(火)に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

埼玉県告示第千二百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

入間市大字新光五四二の一

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第千二百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

入間市大字新光四七五の五、四七五の六

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第千二百十四号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、保安林の皆伐による立木の伐採につき、平成二十一年度において新たに森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十一年九月一日

埼玉県知事 上田清司

単位区域	範囲	保安林の種類	面積(ヘクタール)
人間地区	飯能市・日高市・入間郡越生町・毛呂山町	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林	160.32 100.80 6.26 8.54
西部地区	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武蔵地区	入間市大字木蓮寺・大字南拳・大字寺竹	防風保安林	0.26
毛呂山地区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.13
新郷地区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.53
狭山地区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅谷地区	比企郡嵐山町・ときがわ町・鳩山町	防風保安林	0.52
寄居地区	熊谷市・深谷市・大里郡寄居町	防風保安林	0.66
利根川	本庄市・児玉郡神川町・美里町	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林	40.77 17.53 0.66
荒川下流	深谷市・比企郡嵐山町・小川町・ときがわ町・秩父郡東秩父村・大里郡寄居町	土砂流出防備保安林 干害防備保安林	48.52 3.48

赤平地区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉田太田部・上吉田・下吉田・吉田久長・秩父郡長瀨町・皆野町・小鹿野町	水源かん養保安林	147.64
		土砂流出防備保安林	247.73
荒川	秩父市黒谷・枋谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川豊川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川・秩父郡横瀬町	干害防備保安林	5.24
		水源かん養保安林	1,897.58
		土砂流出防備保安林	82.04
		保健保安林	24.84
秩父地区計	秩父市中津川・秩父郡小鹿野町	保健保安林	358.78
			3,153.25

埼玉県告示第千二百十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第

一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十一年八月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年九月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西金野井春日部線
- 三 道路の区域

一 許可番号
第二〇〇八一―二九一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

入間市大字南峯字西武蔵野六九五―一他一四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一七二八・五立方メートル
浸透効果量 〇・〇八八立方メートル毎秒

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十一年一月三十一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

富士見市大字勝瀬字外記塚、字新田西、字稲荷久保、字苗間後、及び字中沢の各全部
富士見市大字勝瀬字市街道、字道京、字茶立久保、及び字南武蔵野の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県富士見市大字勝瀬三二四五番地

五 設立認可の年月日

昭和六十一年一月三十一日
変更認可の年月日
平成二十一年九月一日

六

埼玉県告示第千二百十六号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年九月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 組合の名称

旧新別	旧A	新A	旧B
区間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
春日部市金崎字川妻八六一番一地先から同市金崎字川妻八六五番一地先まで	一五・五〇 九六・三〇	九七・一〇	旧Bは平成二十年十一月二十八日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十六号で設置した仮道の撤去である。
九・五〇 三〇・〇〇			

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成二十一年七月十七日
若林 祥文
- 二 検査済証番号
平成二十一年八月二十六日
第二一〇〇七七号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字上横田字峯久保七五九一の一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字高谷二二三三一
九 雇用促進住宅二二三〇四号
中島 健

- 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百二十一号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
- 平成二十一年九月一日
埼玉県熊谷建築安全センター所長
新藤 巧
- 一 許可番号
平成二十一年八月二十一日
指令熊建七第二〇〇四一三三三号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十一日
熊建七第百十三号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
埼玉県北埼玉郡騎西町大字上崎字前原三三七
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九八〇五 Asti 参番館二〇一一
田口 裕之

平成二十一年九月一日
埼玉県越谷建築安全センター所長

坂卷 一 男

- 一 許可番号
平成二十一年七月二十二日
指令越建七第二一〇〇三〇〇号
- 二 検査済証番号
平成二十一年八月二十六日
第二〇三一一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋三二九一二、二四一一一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南埼玉郡宮代町大字国納二二八
村上 央、村上 公子

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 〒330-0801 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)